

国内外の生活圏・環境動態評価で考慮される表層環境に
おける核種移行プロセスに関する調査(III)

仕様書

1. 件名

国内外の生活圈・環境動態評価で考慮される表層環境における核種移行プロセスに関する調査
(III)

2. 目的及び概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）は、経済産業省資源エネルギー庁から受託した「高レベル放射性廃棄物等の地層処分にに関する技術開発事業【地層処分安全評価確証技術開発（核種移行総合評価技術開発）】」にて、生活圈における核種移行総合評価技術の開発を実施している。国内外の生活圈評価や環境動態評価の最新の知見を踏まえた生活圈における核種移行／被ばく評価モデルの整備や評価モデルに係るデータの拡充を通じて、わが国の表層環境の特徴を反映可能な生活圈評価手法を整備することを目指しており、沿岸域を対象とした生活圈概念モデルの構築を進めている。

本件では、生活圈概念モデルに基づく、コンパートメントモデルによる生活圈評価モデルの構築に向け、沿岸海域中の物質移行プロセスの取り扱いに着目し、環境動態評価等の分野で取扱われている海洋拡散シミュレーションコード／モデルにおいて考慮される物質移行プロセスの数学モデルについて調査を行うとともに、仮想沿岸地形を対象に海洋拡散シミュレーションコードによる解析を実施する。海洋拡散シミュレーションコードによる解析結果を反映し、コンパートメントモデルにおいて必要となる物質移行プロセスに関するパラメータについて、観測方法やデータ値及びその取扱いに関する調査を行い、海洋拡散シミュレーションコード／モデルにおいて用いられる数学モデルをコンパートメントモデルに適切に反映するための検討を行う。さらに、コンパートメントモデルでの結果を踏まえて被ばく評価を行うために、沿岸域等において考慮すべき被ばくプロセスの調査・整理を実施する。

3. 実施場所

受注者側施設

4. 納期

令和8年1月30日(金)

5. 実施項目

- (1) 海洋拡散シミュレーションコード／モデルの生活圈評価モデルへの適用性についての検討
- (2) 沿岸域等において考慮すべき被ばくプロセスの調査・整理
- (3) 報告書の作成

6. 実施内容

(1) 海洋拡散シミュレーションコード／モデルの生活圈評価モデルへの反映方法の検討
海洋拡散シミュレーションコード／モデルの物質移行プロセスと数学モデルについて、コンパートメントモデルにて構築された生活圈評価モデルへの適用性を分析し反映方法を検討する。このため、海洋拡散シミュレーションを実施するための沿岸域の場の特徴についての情報収集及びそれらの

海洋拡散シミュレーションへの設定方法について整理を行う。また、それらを用いて仮想的な沿岸域を含む地形データに対して、海洋拡散シミュレーションを行うにあたっての諸条件を設定し、解析を行うことで、海洋拡散シミュレーションコード／モデルの地層処分におけるコンパートメントモデルでの生活圏評価モデルへの適用性を分析し、直接的または間接的な適用の可否とその根拠を示す。

具体的には、海洋拡散シミュレーションコード／モデルで考慮する評価対象の範囲（スケール）やそのスケールで考慮される物質移行プロセスを抽出し、それらを考慮するために必要な初期条件（沿岸域の場の特徴に関する環境条件）を整理する。この整理結果を基にして、海洋拡散シミュレーションが対象とする時空間スケールについて、地層処分における生活圏評価モデルとの違いを整理する。なお、整理の際には、海洋拡散シミュレーションの知見を生活圏評価モデルへ時空間スケールに着目しながら定量的に受け渡すことを考慮する。これらの整理に基づき、海洋拡散シミュレーションの数学モデルやパラメータ、解析条件等について、コンパートメントモデルへの適用の可否の判断とその根拠の分析を行う。次に、原子力機構より提示する仮想的な沿岸域を含む地形データ（長軸 100km、短軸 50km の楕円形の領域を持つ DEM データ）に対して、上記にて整理した解析の初期条件等を入力値として、解析を実施する。使用するシミュレーションコードについては、原子力機構と別途協議して選定する。解析においては、日本の沿岸域の特徴について情報収集を行い、解析への設定方法について整理した後、日本の全国または地域の典型的な環境条件を設定する。気候や海流等の環境条件を変更したケースを 2 ケース以上設定し、生活圏評価モデルへの解析結果の適用性を分析する。分析結果を比較し、環境条件の違いによる適用性の特徴の違いについて整理する。

(2) 沿岸域等において考慮すべき被ばくプロセスの調査・整理

わが国における高レベル放射性廃棄物地層処分の技術的信頼性（以下、「第 2 次取りまとめ」という）の生活圏における被ばくプロセスの数学モデル及びパラメータについて、国内外の地層処分における被ばくプロセスの数学モデル及びパラメータ（例えば、SKB、Posiva、日本原子力学会標準等の被ばくプロセス）と比較し、相違点を取りまとめる。

また、抽出された相違点を分析し、今後具体的な地表環境条件が与えられた際の生活圏評価を見据えて、改良すべき点を整理する。分析・整理にあたっては、被ばくプロセスの数学モデルやパラメータそのものだけでなく、被ばくグループ、被ばく経路の設定およびパラメータの定義についても言及するとともに、その結果から、第 2 次取りまとめ生活圏評価の数学モデル及びパラメータの具体的な地表環境条件への適用性について検討し、必要に応じて、改訂案を提示する。

なお、特に沿岸域に着目しつつ、地層処分生活圏評価で考慮されうるすべての被ばくプロセスを対象として調査・整理を行う。

(3) 報告書の作成

上記(1)から(2)の成果を取りまとめて、報告書を作成する。報告書は A 判サイズとする。報告書の作成にあたっては、原子力機構が指定する様式に従うこととし、報告書の提出部数及び提出期限は、「8. 提出書類等」に示すとおりとする。

7. 支給品及び貸与品

(1) 支給品

なし。

(2) 貸与品

仮想的な沿岸域を含む地形データ（長軸 100km、短軸 50km の楕円形の領域を持つ DEM データ）のほか、原子力機構が有する上記作業に必要となる報告書やレポート及び文献のうち Web 上で入手困難なものを貸与する。

8. 提出書類等

表-8.1 に示す提出書類等を提出期限までに提出すること。

表-8.1 提出書類等

	提出書類名	提出期限	部数
1	委任又は下請負届 (機構指定様式)	作業開始2週間前まで	1部
2	実施計画書*	契約締結後速やかに	1部
3	打合せ議事録	打合せ後速やかに	1部
4	報告書	令和8年1月31日	1部
5	電子データファイル**	令和8年1月31日	1部

* 実施計画書には、作業工程、実施体制表等を含めること。

** 電子データファイル 1 式を提出すること。なお、提出する電子データは、報告書の PDF ファイル一式、報告書及び図表等についての Word、Excel 等の加工可能なファイル一式、及び開発した技術や解析の結果等を電子媒体に格納したものとする。

(提出場所)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所 BE 資源・処分システム開発部

処分システム開発グループ

9. 検収条件

検収箇所における「8.提出書類等」に示す報告書等の員数・仕様に関する検査の合格、報告書等の完納をもって検収とする。

10. 特記事項

- (1) 本件は、経済産業省資源エネルギー庁から原子力機構が受託し実施するものであり、実施体制を変更する場合、原子力機構は経済産業省資源エネルギー庁の承認を得る必要がある。したがって、受注者は合併または分割等により本契約に係る権利義務を他社へ承継しようとする場合には、事前に原子力機構（BE 資源・処分システム開発部 処分システム開発グループ）へ照会し、了解を得るものとする。
- (2) 契約で使用する設備及び備品（リース物件を含む）については、すべて受注者側で用意する。

- (3) 納入物件の所有権及び著作権、その他この物件の使用、収益、処分（複製・翻訳・翻案・変更・譲渡・貸与及び二次的著作物の利用を含む）及び関連する技術情報に関わるものの権利は原子力機構に帰属するものとする。但し、本契約遂行のために使用するもののうち、本契約締結以前から受注者が所有するものについては、その著作権は受注者に帰属するものとする。
- (4) 本件で知り得た情報等を原子力機構に許可なく使用、公開すること、および第三者に伝達することを禁ずる。
- (5) 本仕様書に記載されている事項および本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議のうえ、その決定に従うものとする。
- (6) 作業実施にあたっては、定期的に進捗状況を原子力機構に報告し、必要に応じて以降の作業を原子力機構と協議の上、進めることとする。

1 1. 検査員

(1) 一般検査

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

財務契約部 管財課長

(2) 技術検査

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所

BE 資源・処分システム開発部 処分システム開発グループリーダー

1 2. 知的財産権等

知的財産権等の取扱いについては、別紙－1「知的財産権特約条項」に定められたとおりとする。

1 3. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様で定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

以 上

知的財産権特約条項

(知的財産権の範囲)

第1条 この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権等」と総称する。）
- (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権等を受ける権利」と総称する。）
- (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利（以下「プログラム等の著作権」と総称する。）
- (4) コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）に規定するコンテンツで甲が本契約において制作を委託するコンテンツ（以下「コンテンツ」という。）の著作権（以下「コンテンツの著作権」という。）
- (5) 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

2 この特約条項において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

3 この特約条項において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、プログラム等の著作権については著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為、コンテンツの著作権については著作権法第2条第1項第7の2号、第9の5号、第11号にいう翻案、第15号、第16号、第17号、第18号及び第19

号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の帰属)

第2条 本契約に関して、乙単独で発明等を行ったときは、甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。(以下、乙に単独に帰属する知的財産権を「単独知的財産権」という。)

- (1) 乙は、本契約に係る発明等を行ったときは、遅滞なく次条の規定により、甲にその旨を報告する。
- (2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- (4) 乙は、甲以外の第三者に委託業務の成果にかかる知的財産権の移転又は専用実施権(仮専用実施権を含む。)若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾(以下「専用実施権等の設定等」という。)をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲に通知し、承認を受けなければならない。

イ 乙が株式会社である場合、乙がその子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同法第4号に規定する親会社をいう。)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 乙が承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。))又は認定TLO(同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

- 2 甲は、乙が前項に規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を無償で(第7条に規定する費用を除く。)譲り受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知

的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(知的財産権の報告)

第3条 乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請をするときは、あらかじめ出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて甲に通知しなければならない。

2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第6項及び同規則様式26備考24等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究の成果による出願であることを表示しなければならない。

3 乙は、第1項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から30日以内に、甲に文書により通知しなければならない。

4 乙は、本契約に係るプログラム等又はコンテンツが得られた場合には、著作物が完成した日から30日以内に、甲に文書により通知しなければならない。

5 乙は、単独知的財産権を自ら実施したとき、及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第5条第2項に規定する場合を除く。）は、甲に文書により通知しなければならない。

(単独知的財産権の移転)

第4条 乙は、単独知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を甲に文書で提出し、承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該移転の事実を文書より甲に通知するものとする。

2 乙は、前項のいずれの場合にも、第2条、前条、次条及び第6条の規定を準用すること、並びに甲以外の者に当該知的財産権を移転するとき又は専用実施権等を設定等するときは、あらかじめ甲の承認を受けることを当該第三者と約定させ、かつ、第2条第1項に規定する書面を甲に提出させなければならない。

(単独知的財産権の実施許諾)

第5条 乙は、単独知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、甲に文書により通知しなければならない。また、第2条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者と約定しなければならない。

2 乙は、単独知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、文書により甲及び国の承認を受けなければならない。ただし、第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該専用実施権等設定の事実を文書により甲に通知するものとする。

3 甲は、単独知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾

する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲、乙協議の上決定する。

(単独知的財産権の放棄)

第6条 乙は、単独知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

(単独知的財産権の管理)

第7条 甲は、第2条第2項の規定により乙から単独知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利を譲り受けたときは、乙に対し、乙が当該権利を譲り渡すときまでに負担した当該知的財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに必要な手続に要したすべての費用を支払うものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属)

第8条 本契約に関して、甲及び乙が共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出なければならない。(以下、甲と乙が共有する知的財産権を「共有知的財産権」という。)

- (1) 当該知的財産権の出願等権利の成立に係る登録までに必要な手続は乙が行い、第3条の規定により、甲にその旨を報告する。
- (2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権のうち乙が所有する部分が無償で譲り受けるものとする。

3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権のうち乙が所有する部分が無償で甲に譲り渡さなければならない。

(共有知的財産権の移転)

第9条 甲及び乙は、共有知的財産権のうち自らが所有する部分を相手方以外の第三者に

移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の実施許諾)

第10条 甲及び乙は、共有知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、あらかじめ相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の実施)

第11条 甲は、共有知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償で当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が共有知的財産権について自ら商業的实施をするときは、甲が自ら商業的实施をしないことにかんがみ、乙の商業的实施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲、乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(共有知的財産権の放棄)

第12条 甲及び乙は、共有知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の管理)

第13条 共有知的財産権に係る出願等を甲、乙共同で行う場合、共同出願契約を締結するとともに、出願等権利の成立に係る登録までに必要な費用は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて負担するものとする。

(知的財産権の帰属の例外)

第14条 本契約の目的として作成される提出書類、プログラム等及びその他コンテンツ等の納品物に係る著作権は、すべて甲に帰属する。

2 第2条第2項及び第3項並びに第8条第2項及び第3項の規定により著作権を乙から甲に譲渡する場合、又は前項の納品物に係る著作権の場合において、当該著作物を乙が自ら創作したときは、乙は、著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を乙以外の第三者が創作したときは、乙は、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を講じるものとする。

(秘密の保持)

第15条 甲及び乙は、第2条及び第8条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願申請を行

った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第16条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して本特約条項の各条項の規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第17条 第2条及び第8条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第18条 本特約条項の有効期限は、本契約締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。

情報セキュリティ強化に係る特約条項

受注者（以下「乙」という。）は、本契約の履行に当たり、情報セキュリティの強化のため、契約条項記載の情報セキュリティに係る遵守事項に加え、以下に特約する内容を遵守するものとする。

（情報セキュリティインシデント発生時の対処方法及び報告手順）

第1条 乙は、情報セキュリティインシデントが発生した際の対処方法（受注業務を一時中断することを含む。）及び発注者（以下「甲」という。）に報告する手順について整備しておかなければならない。

（情報セキュリティ強化のための遵守事項）

第2条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、甲の情報セキュリティ強化のために、甲が必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。

- (1) この契約の業務を実施する場所を、情報セキュリティを確保できる場所に限定し、それ以外の場所で作業をさせないこと。
- (2) 業務担当者に遵守すべき情報セキュリティ対策について教育・訓練等を受講させるとともに、業務担当者には甲の情報セキュリティ確保に不断に取り組み、甲の情報及び情報システムの保護に危険を及ぼす行為をしないよう誓約させること。また、業務担当者の異動・退職等の際には異動・退職後も守秘義務を負うことを誓約させ、これを遵守させること。
- (3) 暗号化を要する場合は、「電子政府推奨暗号リスト」に記載された暗号化方式を実装し、暗号鍵を適切に管理すること。
- (4) 甲の承諾のない限り、この契約に関して知り得た情報を受注した業務の遂行以外の目的で利用しないこと。
- (5) 甲が提供する情報を取り扱う情報システムへの不正アクセスを検知・抑止するために、ログを取得・監視し全ての業務担当者についてシステム操作履歴を取得すること。
- (6) 甲が提供する情報を格納する装置、機器、記録媒体及び紙媒体について、業務担当者のみがアクセスできるよう施錠管理や入退室管理を行い、セキュアな記録媒体の使用や使用を想定しないUSBポートの無効化、機器等の廃棄時・再利用時のデータ抹消など想定外の情報利用を防止すること。
- (7) 情報システムの変更に係る検知機能やログ解析機能を実装し、外部ネットワークへの接続を伴う非ローカルの運用管理セッションの確立時には、多要素主体認証を要求するとともに定期的及び重大な脆弱性の公表時に脆弱性スキャンを実施し、適時の脆弱性対策を行うこと。

- (8) システムの欠陥の是正及び脆弱性対策について、対策計画を策定し実施するとともに、システムの欠陥の是正及び脆弱性対策等の情報セキュリティ対策が有効に機能していることの継続的な監視と確認を行うこと。
- (9) 委任をし、又は下請負をさせた場合は、当該委任又は下請負を受けた者に対して、業務担当者が遵守すべき情報セキュリティ対策についての教育・訓練等を行うこと。
- (10) 契約条項に基づき甲が乙に対して行う情報セキュリティ対策の実施状況についての監査の結果、情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合には、甲と協議の上改善を行い、甲の承諾を得ること。
- (11) 契約の履行期間を通じて前各号に示す情報セキュリティ対策が適切に実施されたことの報告を含む検収を受けること。また、本契約の履行に関し、甲から提供を受けた情報を含め、本契約において取り扱った情報の返却、廃棄又は抹消を行うこと。